

## 考慮中の選択肢への信度の割り当てと自由意志

本間 宗一郎 (Soichiro Homma)

所属 北海道大学

ある者が昼食にざるそばを食べるか、とろろそばを食べるかについての考慮をしているとしよう。このとき、この考慮者はざるそばを食べることもできるし、とろろそばを食べることもできると信じているはずである。実際、どちらのそばも食べることができると信じていないならば、わざわざそのような考慮はしないだろう。ところで、こうした状況において、考慮者は選択肢中の行為を行うという事象にどのような信度(credence)の値、すなわち、主観的確率としての信念の度合いの値を割り当てようか。行い得ない事柄については考慮をしないであろうから、その値は0や0に極端に近い値ではないはずだ。また、生じ得る事象全ての確率の総和は1でなければならないのだから、ざるそばを食べるといふ事象ととろろそばを食べるといふ事象、それ以外のことを行うという事象の和は1であろう。何にせよ、考慮の際に、選択肢の中にある行為を行うという事象に信度の値を割り当てるといふのはそれ程奇妙な話ではないように思われる。

しかし、この考えに反対して、何を行うかについての考慮をしているときには、何を行うかということについての信度を合理的な仕方では持つことができないという、「考慮は予測を追いやる説(deliberation crowds out prediction thesis)」、またの名を「考慮は再帰的信度を無化する説(deliberation annihilates reflexive credences thesis: DARC 説)」が、一定の支持を集めている。このDARC説の擁護の中でも特に集中して論じられているのが、I. リーヴァイによる議論である。その基本的な発想は次のようなものである(Levi, 1997, p.ix, pp.25-6, pp.76-9)。合理性の原則は、自己批判に使えるようなものであり得る。そして、そうした自己批判に使われる場合の合理性の原則は、合理的考慮において、ある特定の利用できる(available)または実行可能な(feasible)選択肢が適格(admissible)ではない、すなわち信念と価値が与えられたときに合理的意思決定の原則によって排除される場合には、そのことを根拠としてその適格でない選択肢を除去するという役割を果たすのでなければならない。ここで、考慮中の選択肢の中にある行為を行うという事象に信度を割り当てることが原理上可能だとしてみよう。このとき、考慮している者が合理的であると仮定するならば、その考慮者は自分が適格であるような行為を行うということを確認しているという自尊(smug)の条件を満たしている。しかしこの場合、適格である行為のみが利用できる行為となってしまう、合理性の原則による選択肢の除去が空虚な仕方ではか為されない。それ故、合理性の原則による選択肢の除去が空虚になってしまうことを避ける為には、考慮中の選択肢の中にある行為を行うという事象に信度を割り当ててを認めてはならない。

このリーヴァイの議論に対しては、様々な反論が寄せられている(cf. Joyce, 2002; Rabinowicz, 2002; Hajek, 2016)。その中でも、合理的考慮を行う際には自分が

適格であるような行為を必ず行うと信じている必要はないという A. ハイエクの批判が決定的であるように思われる(Hajek, 2016, pp.519-20)。しかし、この DARC 説の是非をめぐる論争においては、まだ解決すべき課題が残っている。第一に、考慮の前提とされる自由意志の特徴づけがまだ十分に吟味されていない。例えば、R. M. ジョイスは、選択肢中の行為についてそれらの行為の内ある特定の行為を行うという自身の決心に関する信念のそれぞれは、他にどんな証拠があろうとも正当化されるという自己充足的な信念(self-fulfilling belief)であるので、考慮中の行為に関しては認識的自由(epistemic freedom)があると論じている(Joyce, 2002, pp.95-6)。Y. リュウと H. プライスは、考慮の際には自身についての理論的・経験的知識ではなく考慮そのものが理由となるので、そうした知識は考慮中では用を成さないと主張する(Liu and Price, 2020, p.4384)。その一方で、ハイエクは考慮中のある行為を行うという信念は証拠に従うようなものだと主張している (Hajek, 2016, pp.514-6)。つまり、こうした考慮における認識的自由が証拠や知識に従うものなのかが明確にされる必要がある。第二に、考慮において信度を選択肢中の行為を行うことに割り当てることがどう考慮に貢献するのかが示されていない。ハイエクは信度の割り当ての意思決定理論への貢献や、考慮における不確実性の成文化への貢献を示唆してはいる(Hajek, 2016, pp.525-6)。しかし、そうした信度の割り当てが考慮の遂行においてどういう役割を果たしているのかはまだ具体的に示されていない。

そこでこの発表では、この 2 つの課題を以下のような仕方で解決することを提案し擁護する。第一の課題については、ジョイスやリュウとプライスが提案するような証拠や知識を超えた認識的自由を拒否し、ハイエクのように証拠を受け入れる形での認識的自由を擁護する。第二の課題については、証拠や知識を受け入れるような認識的自由に訴えれば、考慮中の行為を行うという事象への信度の割り当ては、適格でない選択肢を除去し選び取るべき選択肢を特定するということの役に立つという、まさにリーヴァイが擁護したかったことをより上手く示せると論じる。そして、そうした選択肢の特定が考慮者にとって確実だというように思われるのだとしても、なおその特定が自由意志に基づくということも合わせて示す。

#### 主要参考文献

- Hajek, Alan. 2016. "Deliberation Welcomes Predictions," *Episteme*, 13(4): 507-28.
- Joyce, James, M. 2002. "Levi on Causal Decision Theory and the Possibility of Predicting One's Own Actions," *Philosophical Studies*, 110: 62-102.
- Levi, Issac. 1997. *The Covenant of Reason*, Cambridge University Press.
- Liu, Yang and Price, Huw. 2020. "Ramsey and Joyce on Deliberation and Prediction," *Synthese*, 197: 4365-86.
- Rabinowicz, Wlodek. 2002. "Does Practical Deliberation Crowd Out Self-Prediction?" *Erkenntnis*, 57: 91-122.